

横浜弁護士会所属弁護士の殺害事件に対する会長声明

当平成22年6月2日午後2時40分頃、横浜弁護士会に所属する弁護士が、弁護士事務所内で訪れた男性から胸部等を刃物で刺され死亡するという痛ましい事件が発生した。

現在も、犯人は逃走中で詳細は判明していないが、報道等によると、男性は同弁護士が担当していた案件に関係するもので、同弁護士の業務を妨害しようとした可能性が高い。

このような犯行は、弁護士法第1条に規定する基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の職務に対する破壊的行為であり、司法制度全体に対する挑戦であって、断じて許しがたく、一刻も早い犯人の逮捕と真相究明を強く求めるとともに、当会は、かかる暴挙に対して怯むことなく、今後とも、このような行為に対しては一致団結して対処し、弁護士の使命を実現してゆく決意である。

以 上

2010（平成22）年6月9日
群馬弁護士会 会長 小渕 喜代治